

東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画
(令和4年度改定)

令和4年4月

東京都

「未来の東京」戦略掲載事業

- ・本計画は、「未来の東京」戦略（令和３年３月策定）を推進する取組です。

目次

第1章	計画の策定	1
1	背景と目的	1
2	防除の対象種	1
3	防除を行う区域	1
4	防除を行う期間	1
第2章	アライグマ・ハクビシン対策の現状と課題	2
1	生息状況	2
2	被害状況	4
3	対策状況	10
4	各種支援及び情報提供等	15
5	成果と課題	16
第3章	本計画の内容	17
1	計画の目標	17
2	防除	17
3	計画の推進	21
4	普及啓発	21

第1章 計画の策定

1 背景と目的

東京都では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき特定外来生物に指定されているアライグマ及び「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（通称「生態系被害防止外来種リスト」）において総合対策外来種に選定されているハクビシンにより、生態系被害、生活環境被害及び農業被害が多数発生している。

都は、平成25年12月に最初の「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」を策定し、以降2回の改定を行いつつ、区市町村と連携しながら対策を進めてきた。その結果、アライグマ及びハクビシン対策を実施する自治体の数と、両種の捕獲のための捕獲努力量及び捕獲数は、いずれも大きく増加した。

しかし、両種の増加や分布拡大が抑制されたとはいえ、被害は依然として継続し、特にアライグマはかつて生息が知られていなかった区部東部でも捕獲されるようになり、生息域は拡大したと考えられる。

こうした現状から、今後ともアライグマ・ハクビシン対策を実施し、強化していく必要があるため、これまでの計画を改定し、引き続き「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画（以下「本計画」という。）」を定める。

なお、アライグマとハクビシンはその生態や被害状況に類似する部分があることから、共通の計画に基づく防除を実施することが効率的かつ効果的であるため、本計画はアライグマ（カニクイアライグマを含む。）及びハクビシンの両種を対象とする。

2 防除の対象種

ネコ目アライグマ科アライグマ属

アライグマ（学名：*Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名：*Procyon cancrivorus*）

ネコ目ジャコウネコ科ハクビシン属

ハクビシン（学名：*Paguma larvata*）

3 防除を行う区域

東京都全域（ただし島しょ部を除く）

4 防除を行う期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

第2章 アライグマ・ハクビシン対策の現状と課題

1 生息状況

都内におけるアライグマ及びハクビシンの分布拡大経緯について、その詳細は把握されていないが、アライグマは多摩部の丘陵地付近を中心に増加を続けており、近年は区部にも生息範囲を拡大しているとみられる。ハクビシンは南多摩付近での分布情報が多かったが、現在は多摩部のみならず区部のほぼ全域に広く分布していると考えられる。

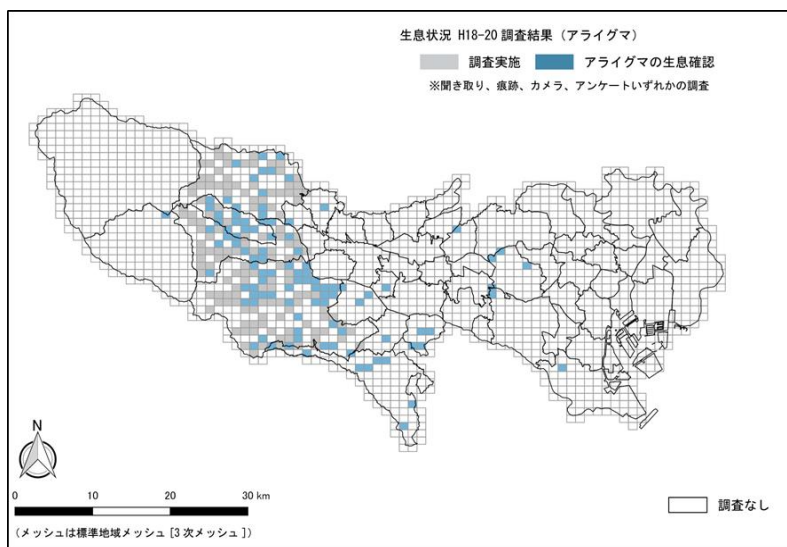


図1. 平成 18～20 年度の調査情報によるアライグマの生息分布

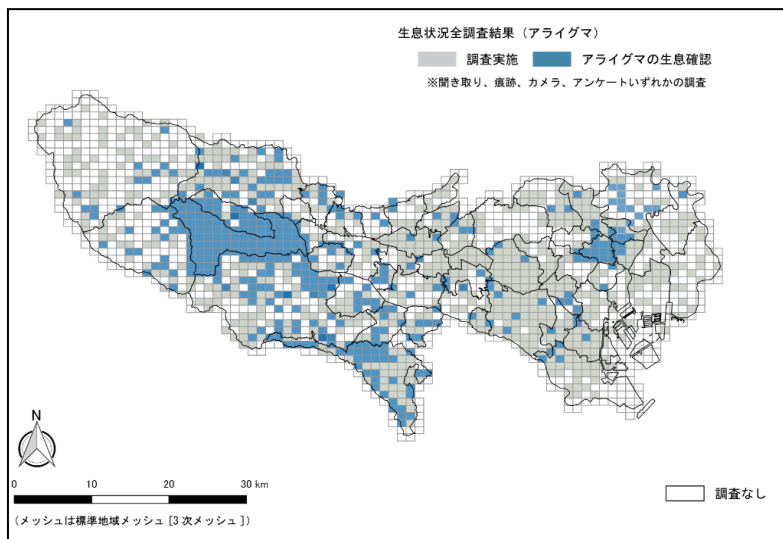


図2. 平成 18～20 年度及び平成 28～令和元年度の調査情報によるアライグマの生息分布

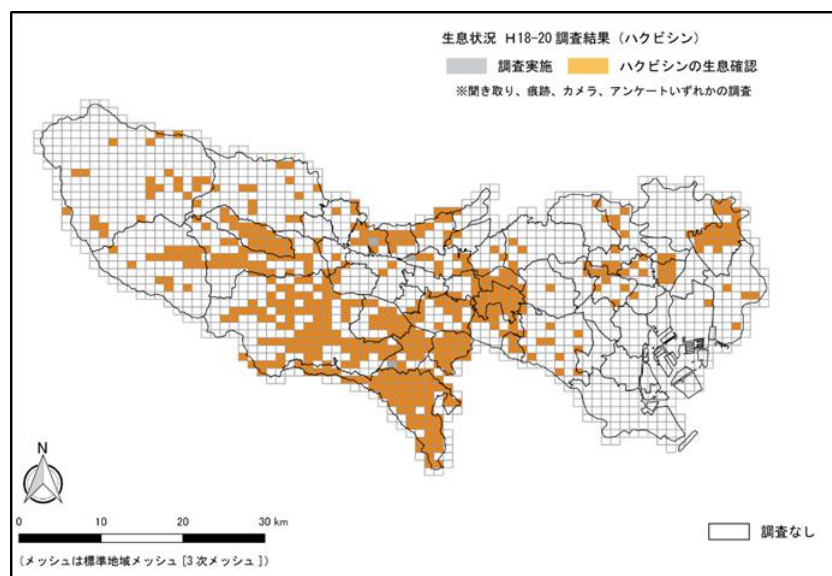


図3. 平成 18～20 年度の調査情報によるハクビシンの生息分布

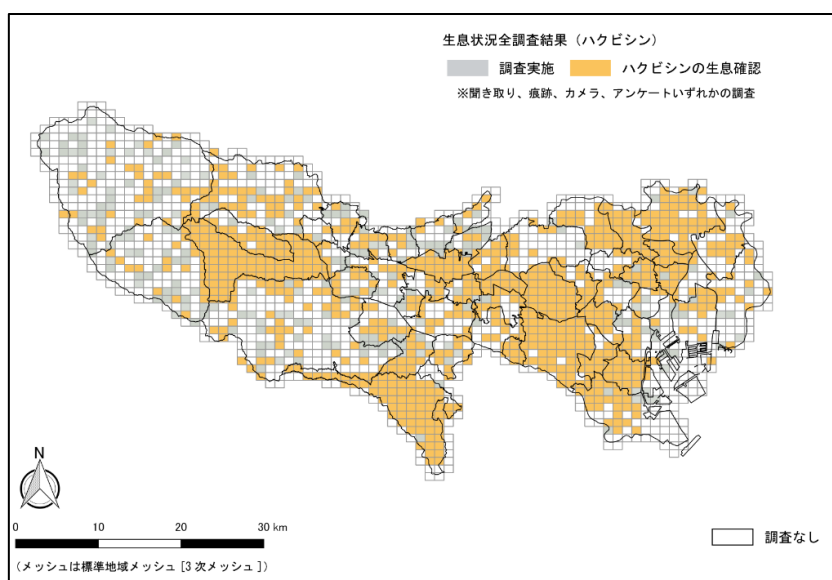


図4. 平成 18～20 年度及び平成 28～令和元年度の調査情報によるハクビシンの生息分布

* これらの分布図の作成に使用した資料については資料 2 に記載

2 被害状況

(1) 生態系被害

アライグマ・ハクビシンによる生態系被害については十分な調査データがなく、不明な点が多いが、特にアライグマによる両生類の被害が著しいとされている。

平成 29 年度に都立の公園や緑地等の管理者に対して実施したアンケートでは、多摩部の丘陵地あるいは水辺を有する立地の公園等を中心にアライグマ・ハクビシンによる加害が疑われる被害情報が得られた（表 1）。

東京都レッドリスト（本土部）2020 年版によれば、絶滅危惧種であるトウキョウサンショウウオ（絶滅危惧ⅠＢ類）は基準産地であるあきる野市・日の出町の丘陵部において 30 年間で個体群が 1/3 に衰退したと推定されたと記されており、その原因として谷戸田の乾燥化や人による採集などとともにアライグマによる捕食が挙げられている。

表 1. アライグマ・ハクビシンによるものと考えられる生態系被害等の事例（平成 29 年度）

区市町村名	区域	加害動物	被害の内容
台東区	上野動物園	アライグマもしくはハクビシン	カモ類・ウナギの捕食
墨田区	横綱町公園	ハクビシン	オナガ・ムクドリの子の捕食
八王子市	小宮公園	不明	両生類の捕食
三鷹市・調布市・小金井市	野川公園	不明	カエル等の捕食
府中市	浅間山公園	不明	コジュケイの被食体が確認された
東村山市・東大和市・武蔵村山市・瑞穂町	狭山丘陵	不明	トウキョウサンショウウオ・カエル類の捕食
武蔵村山市・瑞穂町	野川北・六道山公園	アライグマ	トウキョウサンショウウオ・アカガエルの捕食
多摩市・稲城市	連光寺・若葉台里山保全地域	アライグマ・ハクビシン	サワガニやホトケドジョウ等の捕食
あきる野市	横沢入里山保全地域	アライグマ	トウキョウサンショウウオ・カエル類などの捕食
あきる野市	小峰公園	アライグマ	水田に生息する在来種の捕食

(2) 生活環境被害

アライグマの相談件数（目撃情報及び被害情報等の件数）は年々増加しており、特に区部での目撃情報の増加が著しい。

ハクビシンの相談件数はアライグマの 3 倍以上であるが、平成 29 年度以降横ばい傾向となっている。目撃情報だけでなく家屋等への侵入など具体的な被害情報が多い。

近年はどちらの種か不明な情報も多く寄せられており、件数全体では増加傾向にある。

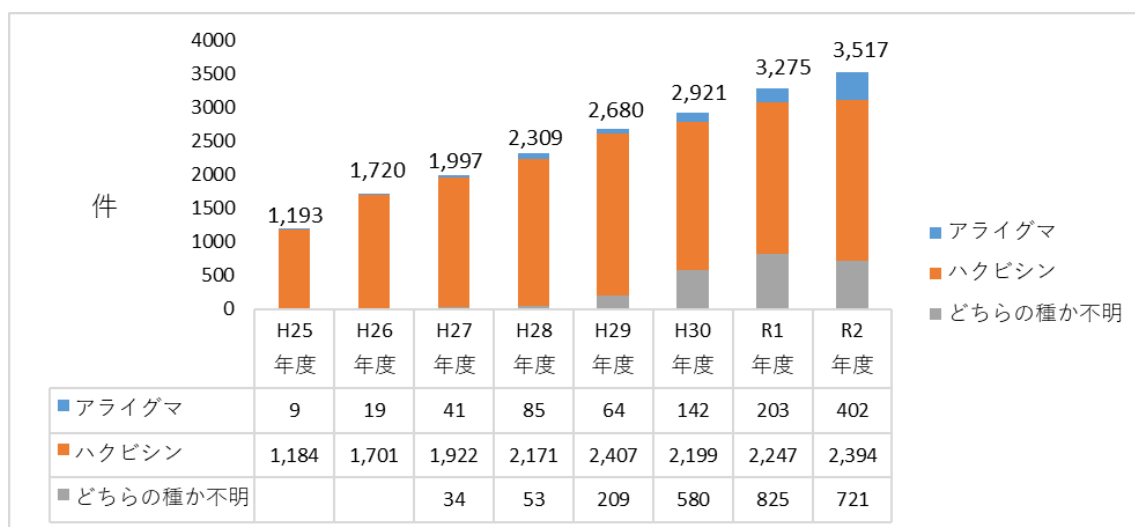


図5. 区部における相談件数の推移

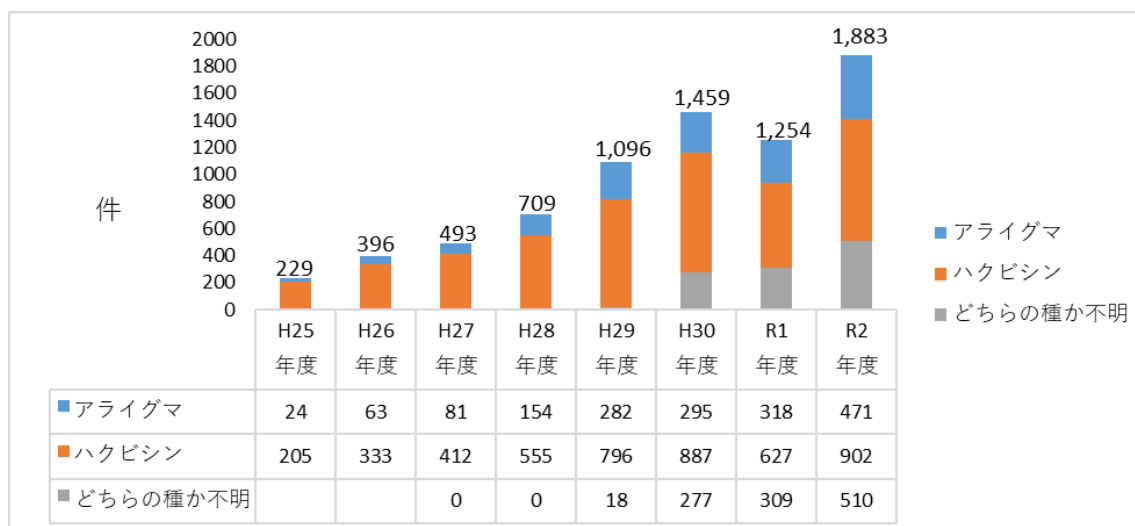


図6. 多摩部における相談件数の推移

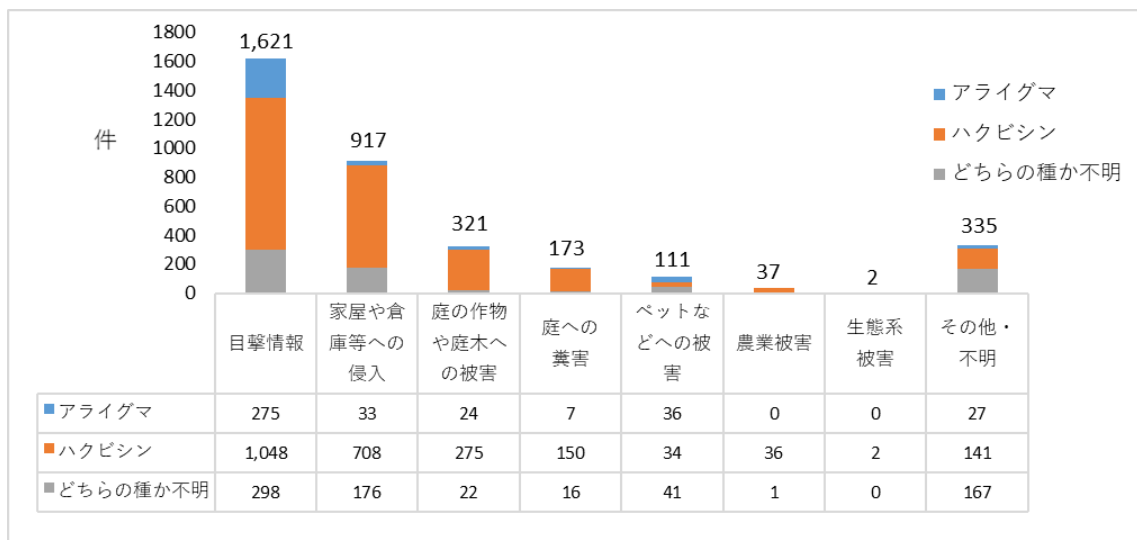


図7. 区部における相談件数の内訳(令和2年度)

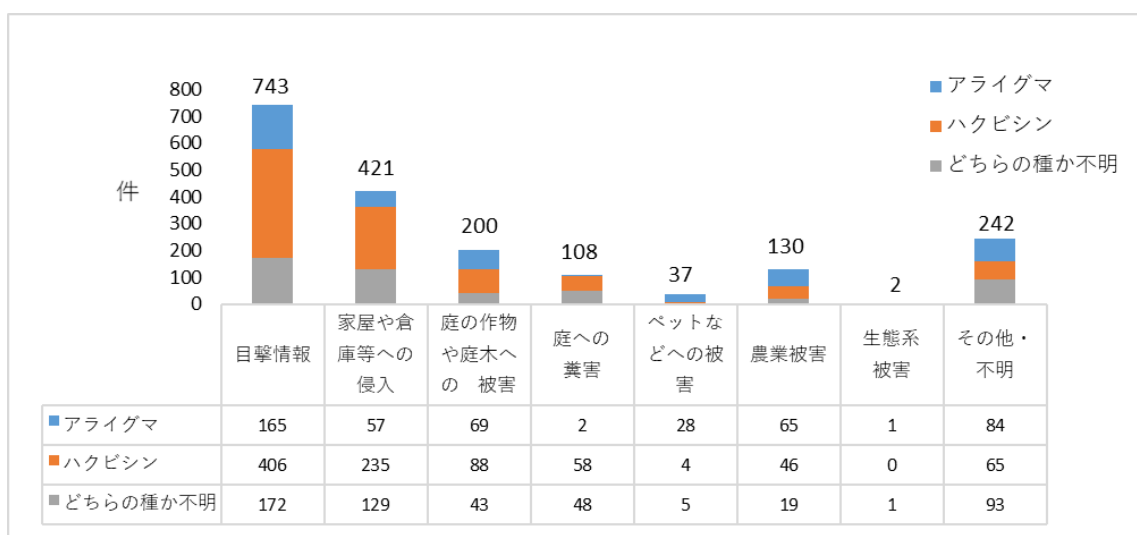


図8. 多摩部における相談件数の内訳(令和2年度)

(3) 農業被害

アライグマ・ハクビシンは、農業に対して継続的に大きな被害を与えている。

アライグマによる農業被害は主に多摩部で発生しており、増加傾向にある。特に平成 27～28 年度以降の被害が多くなっている。

ハクビシンによる農業被害の規模はアライグマを大きく上回る。平成 15 年度頃から被害が多くなり、アライグマと同様に平成 27～28 年度頃から被害が更に増加している。被害は北多摩と南多摩が中心であるが、近年は区部での被害も増加している。

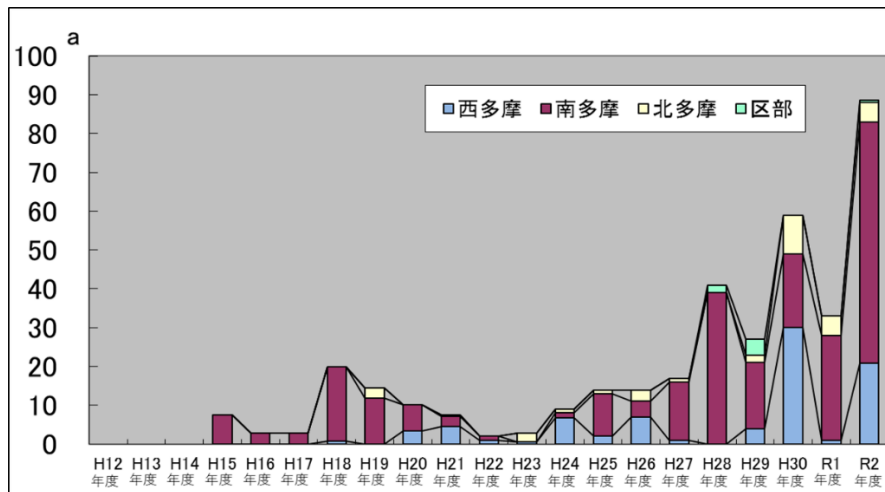


図9. アライグマによる農業被害面積の推移

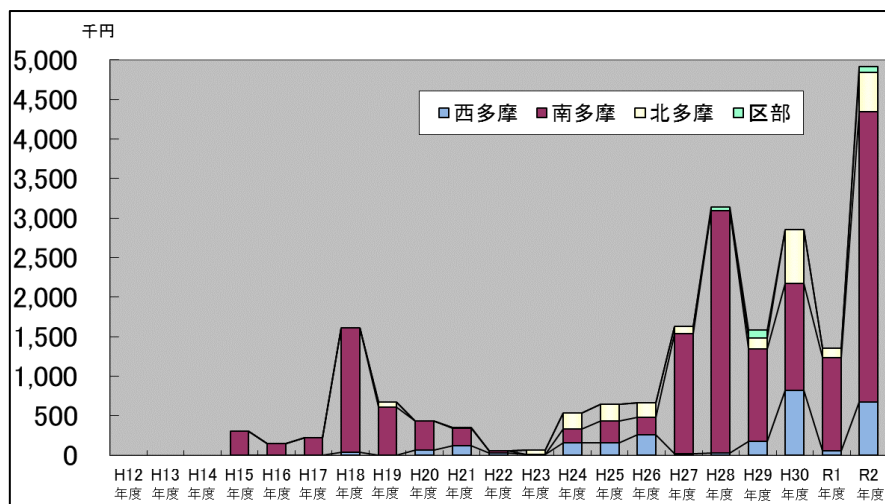


図10. アライグマによる農業被害金額の推移

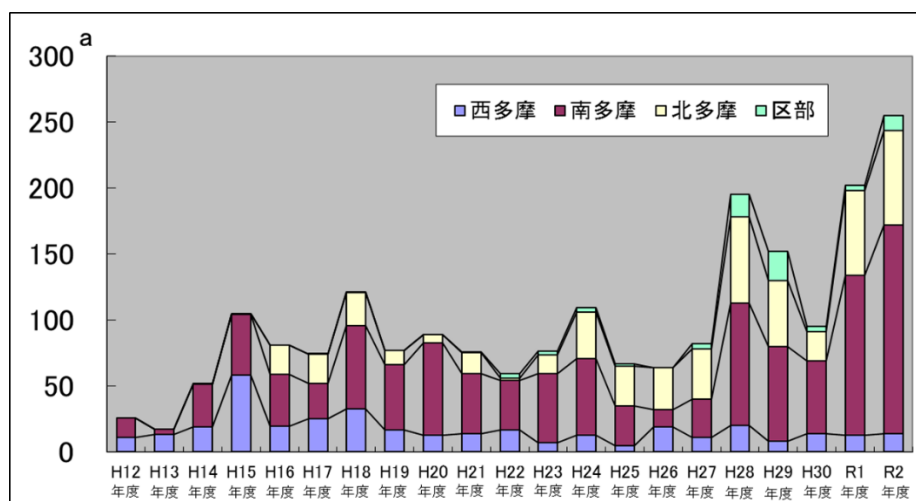


図11. ハクビシンによる農業被害面積の推移

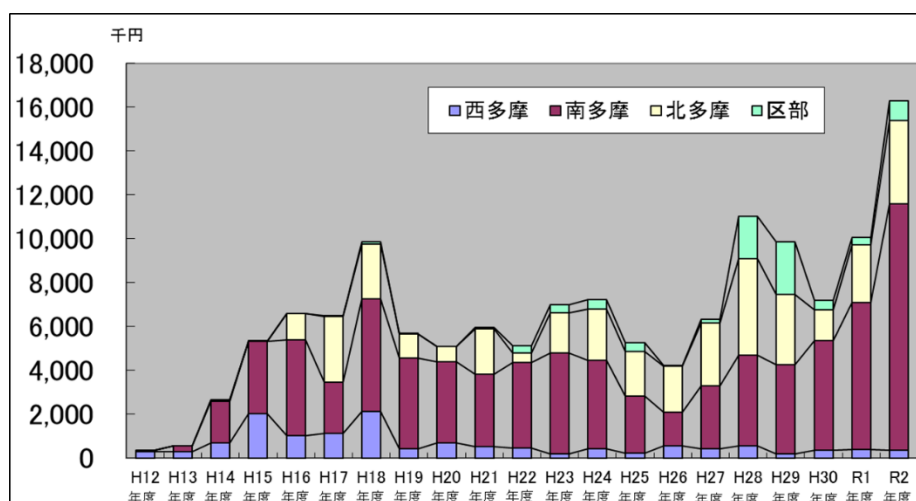


図12. ハクビシンによる農業被害金額の推移

(4) 感染症

アライグマ・ハクビシンは、法令上発生の際に通報義務がある狂犬病、エキノコックス症、重症急性呼吸器症候群（SARS）、日本紅斑熱、ツツガムシ病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、レプトスピラ症、E型肝炎の8種をはじめ、複数の人獣共通感染症を媒介する可能性が知られている。

加えて両種からはペットに重篤な感染症を引き起こす病原体も検出されており、アライグマ・ハクビシンとペットが直接または間接的に接触するリスクが高くなる市街地などではこのような感染症への警戒も必要となる。

都や自治体は、捕獲従事者や捕獲に協力する都民等だけでなく、広く都民一般にもこうした事実を的確に周知していく必要がある。

表2. アライグマ・ハクビシンが媒介する主な感染症

人間への感染の恐れがある疾病			
伝播方法		主な感染経路	感染症名
直接伝播		だ液→咬み傷	狂犬病
		便→手指に付着 →経口感染	トキソプラズマ症
			エキノコックス症
			サルモネラ感染症
			カンピロバクター感染症
			エルシニア感染症
			アライグマ回虫幼虫移行症
			重症急性呼吸器症候群（SARS）
		皮膚接触	皮膚糸状菌症
疥癬			
間接伝播	外部寄生動物 媒介	ダニ類	日本紅斑熱
			ツツガムシ病
			重症熱性血小板減少症候群（SFTS）
	環境媒介	水	レプトスピラ症
	動物性食品 媒介	肉	E型肝炎
			サルモネラ菌食中毒
			カンピロバクター菌食中毒
			エルシニア菌食中毒

ペットへの感染の恐れがある疾病	
ジステンパー	
パルボウイルス感染症	
アデノウイルス感染症	

※感染症名欄が灰色のものは法令上の通報義務がある8種

3 対策状況

(1) 取組自治体

防除実施計画への参加（同意）自治体は、計画策定以降順次増加し、現在は 46 自治体にまで拡大した。

農作物獣害対策事業等の実施自治体を含めると、現在では全 53 自治体のうち 50 の自治体がアライグマ・ハクビシン対策に取り組んでいる¹。

表3. 防除実施計画参加自治体の推移

年度	区部	多摩部	累計自治体数 R6.1月現在
H25		あきる野市	1
H26	文京区、品川区、大田区、 世田谷区、渋谷区	福生市、府中市	8
H27	葛飾区、新宿区、北区、 杉並区、中野区、豊島区	瑞穂町	15
H28	荒川区、江戸川区	狛江市、西東京市、武蔵村山市	20
H29	目黒区、板橋区、足立区	昭島市、東大和市、 日の出町、小平市	27
H30	練馬区、港区	町田市、日野市、 東村山市、清瀬市、八王子市	34
R1	台東区	青梅市、国立市	37
R2		武蔵野市、多摩市	39
R3	江東区	小金井市	41
R4		国分寺市、立川市	43
R5	中央区、墨田区	羽村市	46



¹ 自治体によっては防除実施計画への参加年度と捕獲開始年度が異なる場合がある。

(2) 捕獲状況

ア. アライグマの捕獲数と捕獲分布

アライグマの捕獲数は継続して増加傾向にある。多摩部の丘陵地周辺での捕獲が多いが、近年は区部での捕獲も増加している。

平成 25 年度に開始された防除捕獲²は近年大幅に増加し、令和 2 年度は総捕獲数の約半数となっている。

なお、アライグマは特定外来生物であり、防除捕獲においては外来生物法に基づく捕獲が可能であるが、実際にはほとんどが「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく捕獲（捕獲許可を得て行う捕獲）である。

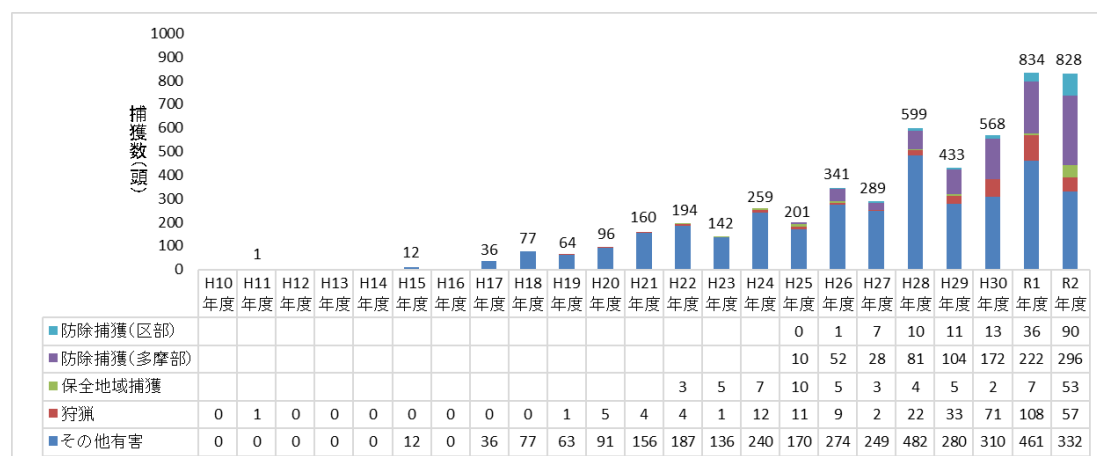


図 14. アライグマ捕獲数の推移

² 防除捕獲その他の捕獲の分類は以下のとおり

- 防除捕獲・・・自治体が防除実施計画に基づき生活環境被害対策や生態系被害対策等として行う捕獲
- 保全地域捕獲・・・東京都環境局が保全地域（都自然保護条例）で生態系被害対策として行う捕獲
- 狩猟・・・狩猟者が猟期に行う捕獲
- その他有害・・・農業者が農作物獣害対策として行う捕獲や、施設管理者等が生活環境被害対策等として行う捕獲

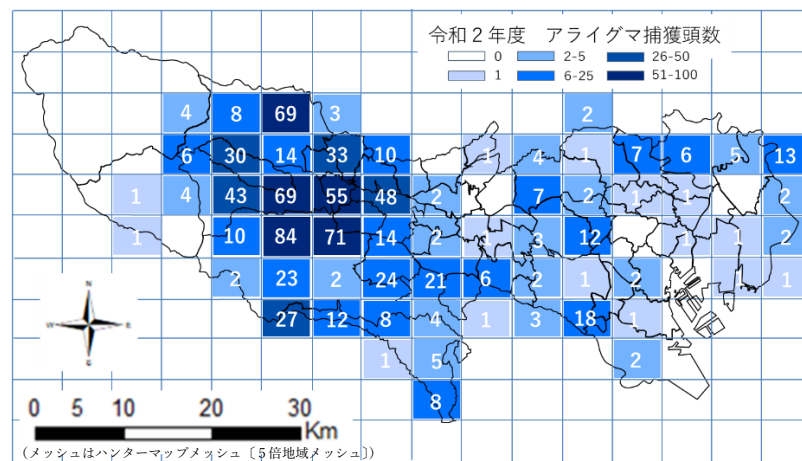
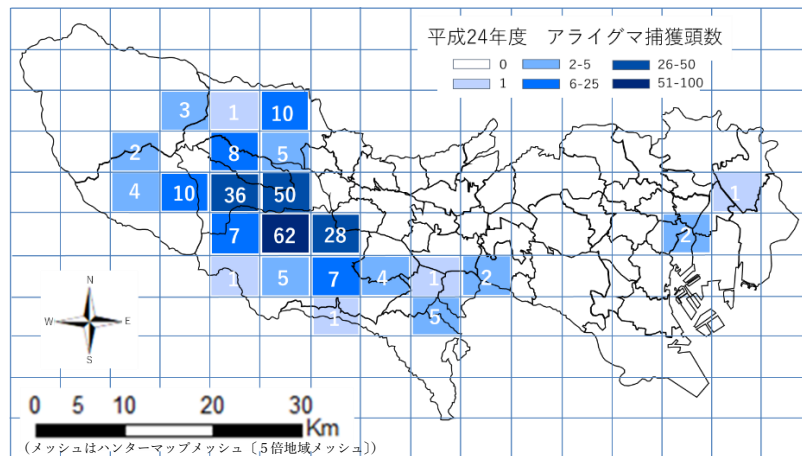


図 15. アライグマの捕獲分布の変化(上:平成 24 年度、下:令和 2 年度)

イ. ハクビシンの捕獲数と捕獲分布

ハクビシンの捕獲数についても概ね増加してきており、近年は 500～800 頭程度の捕獲数となっている。都内のほぼ全域で捕獲されており、令和 2 年度は総捕獲数の 6 割程度が防除捕獲である。

ハクビシンは特定外来生物ではないため、捕獲は鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を受けたものである。

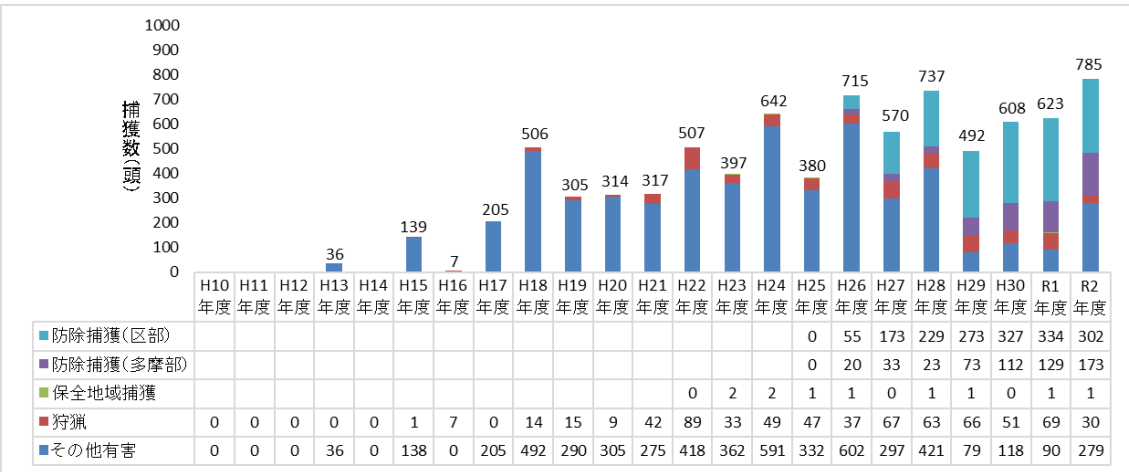


図 16. ハクビシンの捕獲数の推移

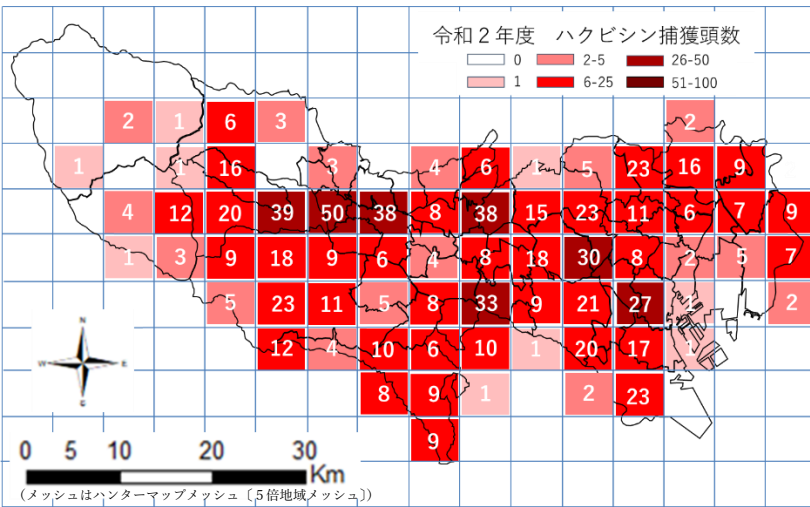
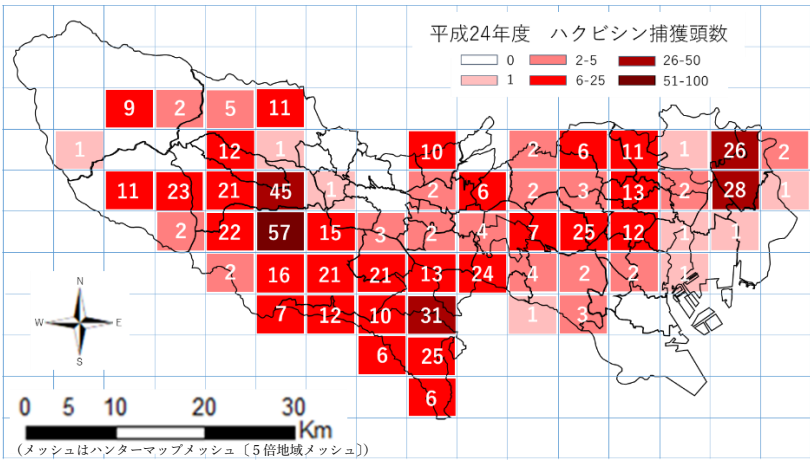


図 17. ハクビシンの捕獲分布の変化(上:平成 24 年度、下:令和 2 年度)

(3) 防除捕獲における捕獲効果の検証

防除捕獲は、防除実施計画への参加自治体（P10、図 13 参照）が生活環境被害対策や生態系被害対策等として行う捕獲であり、主に住宅地とその周辺において実施されている。捕獲作業のデータは自治体を通して収集されており、参加自治体の増加によって面的な情報として把握できるようになってきた。

捕獲努力量³は区部と多摩部のいずれにおいても大幅に増加してきている。区部の CPUE⁴は、アライグマではハクビシンに比べて低いものの増加傾向、ハクビシンの CPUE は概ね横ばいで、令和 2 年度に低下しているが、対策の効果については今後の推移と併せて評価していく必要がある。多摩部の CPUE は、アライグマでは平成 27 年度から増加傾向にあり、アライグマよりやや低いハクビシンも平成 28 年度から増加あるいは横ばい傾向であり、両種ともに依然として生息数に対して捕獲努力量が不足していると考えられる。

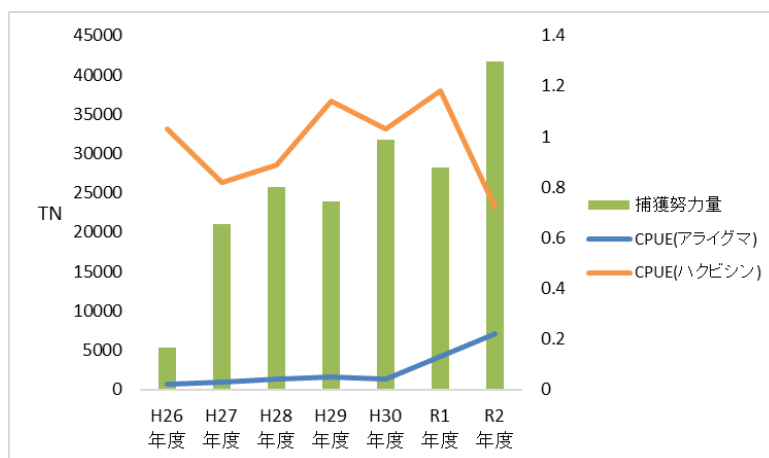


図18. 区部の防除捕獲における捕獲努力量及び CPUE の変化

³ ここでは TN（Trap Night の略。ワナ設置数×設置晩数で算出される。1つのわなを1晩設置した捕獲努力量は1TN）を用いている。

⁴ Catch Per Unit Effort（＝単位捕獲努力量あたりの捕獲数）の略。捕獲数は生息密度が同じでも捕獲努力量によって変動する（捕獲努力量を増やせば捕獲数は増加する）ので、生息密度の指標にはならない。CPUEはおおまかに生息密度とその変化を反映することから、生息密度と捕獲事業の効果を測る指標の一つとして用いられる。ここでは100TNあたりの捕獲数（（捕獲数／TN）×100）で算出している。

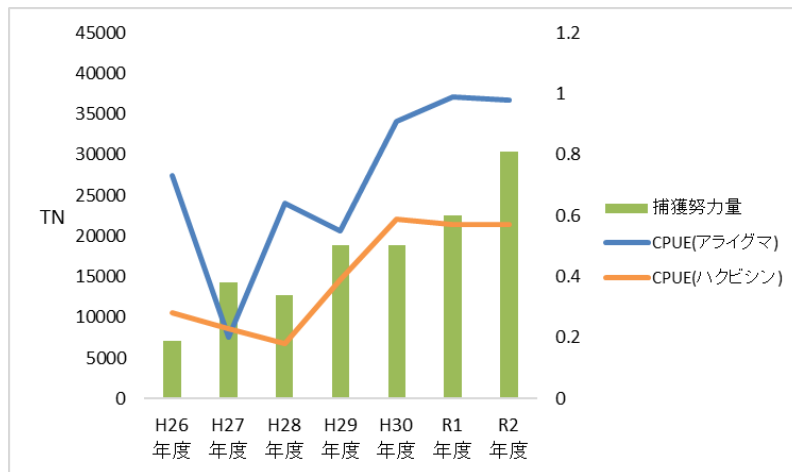


図19. 多摩部の防除捕獲における捕獲努力量及び CPUE の変化

(4) 保全地域における捕獲の取組

保全地域の一つである横沢入里山保全地域では、希少な両生類であるトウキョウサンショウウオ等の保全対策の一環として、生息環境の改善とともに、平成 22 年度からアライグマの駆除を実施してきた（図 14 の保全地域捕獲のうち、令和 1 年度以前の捕獲は全て横沢入里山保全地域での捕獲）。

その結果、対策実施後からトウキョウサンショウウオの卵のうの確認数が増加傾向となり、平成 22 年度調査では 510 房だったものが令和 1 年度には 1,221 房まで回復した（西多摩自然フォーラムの調査による）。

こうした効果を踏まえ、保全地域では対策箇所を拡大し、令和 3 年度は 7 地域において捕獲を実施している。

4 各種支援及び情報提供等

都は、区市町村の担当者に向けた技術的支援として、適切な捕獲・処分を行うための指針となる「アライグマ・ハクビシンの防除に関するガイドライン」（平成 28 年 2 月）を作成するとともに、外来種問題やアライグマ・ハクビシン対策を進めるための基本的考え方を整理した「外来種対策マニュアル（アライグマ・ハクビシン）」（平成 28 年 7 月）を作成し、配布した。加えて「外来種対策情報連絡会」、「外来種対策技術講習会」、「外来種対策意見交換会」を概ね毎年 1 回開催するとともに、各自治体から提供を受けた捕獲データ及びアンケート等を集計し、その結果を区市町村に提供した。

平成 26 年度から、防除実施計画に参加（同意）してアライグマ・ハクビシン対策を実施している区市町村に対し「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」による支援を行った。

都民に対しては、ホームページの活用等により、アライグマ・ハクビシンの被害予防対策や基礎知識について普及啓発を図るとともに、本計画に基づく防除事業の周知に努めた。

5 成果と課題

これまでは、「アライグマ・ハクビシンによる生態系、農林水産業及び生活環境への被害の軽減と分布域の拡大の防止（特定外来生物であるアライグマに関しては最終的には根絶）」を目標に、防除拡大の取組を進めてきた。

その結果、期間中にアライグマ・ハクビシン対策を行う自治体数は大幅に増加し、都内の8割以上の自治体において各種のアライグマ・ハクビシン対策が行われるようになった。加えて未だ十分ではないものの、区市町村等から収集する捕獲記録等のデータが増加し、捕獲努力量や捕獲効率の推計が可能となりつつあり、防除の全体像が概括的に捉えられるようになった。

また、保全地域では長期にわたる捕獲や環境整備の取組の結果、トウキョウサンショウウオの生息状況の改善などの効果も出てきている。

しかしながら、現時点では個別事例あるいは限定された地域における被害軽減等があるにとどまり、広域的に明確に被害や個体数が減少したと判断できる状況は確認されておらず、分布域が縮小したという情報も得られていない。

現在も捕獲努力が不十分な地域や、生息が見込まれるものの捕獲が実施できていない地域などがあり、引き続き、都内全域でアライグマ・ハクビシン対策が効果的に進められるよう取り組んでいく必要がある。

第3章 本計画の内容

1 計画の目標

これまでは被害の軽減と分布域の拡大の防止、さらに特定外来生物であるアライグマについては最終的な根絶を目標としたが、いずれの目標も未達成である。本計画では被害軽減の目標を引き継ぎ、分布域については既に拡大していることから、その縮小を目標とする。

また、被害の軽減及び分布域の縮小のためにも生息数の削減が必要であることからこれを新たに目標へ追加することとし、以下のとおり本計画の目標を定める。

- ・生態系、農業、生活環境等に関する被害の軽減
- ・生息数の削減及び分布域の縮小（アライグマについては最終的には根絶）

2 防除

アライグマ・ハクビシンの防除は、都民生活に身近な外来種問題として、都と区市町村が緊密に連携し、地域住民等の参加と協力を得ながら取り組んでいく。

（1）各主体の役割と実施体制

区市町村は、地域住民、農業者、施設管理者等を含む関係団体、研究機関等と連携・協力し、防除に取り組む。また、区市町村で実施した捕獲に関する情報や各種の被害状況等の情報を収集・整理し、都に提供する。

都は、区市町村の取組に対して技術的支援等を行うとともに、区市町村等から収集した情報の整理・分析を行い、区市町村にその結果の提供及び対策の改善に向けた助言を行う。

このため、情報提供や意見交換、技術講習等の機会を設けて実施するとともに、「アライグマ・ハクビシンの防除に関するガイドライン」、「外来種対策マニュアル（アライグマ・ハクビシン）」についても随時見直しを行う。

また、都が管理する保全地域等における捕獲に努め、生態系被害や生活環境被害等の防止を図るとともに、生息数の削減により地域のアライグマ・ハクビシン対策に寄与していく。

（2）捕獲

ア. 法手続き等

① 外来生物法に基づくアライグマの捕獲

本計画は外来生物法に基づく主務大臣（農林水産大臣及び環境大臣）の確認を受けることから、本計画に参加している区市町村及び都は、特定外来生物であるアライグマに関しては鳥獣保護管理法によらず、外来生物法に基づく防除として自らアライグ

マの捕獲を行うことができる。

この場合、捕獲主体たる自治体は、捕獲に従事する者（以下「従事者」という。）の氏名、担当地域などを取りまとめた台帳（資料 3-1）を整備するとともに、従事者に対しては外来生物法に基づくアライグマの捕獲を実施していることを証する書類（資料 3-2）を発行する。区市町村は新年度になり次第、前年度の従事者台帳の写しを都に提出する。

② 鳥獣保護管理法に基づくアライグマ・ハクビシンの捕獲

特定外来生物ではないハクビシンの捕獲については、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可が必要である。アライグマについても外来生物法に基づく防除ではなく、ハクビシンと同様に鳥獣保護管理法に基づく許可を取得して捕獲を行うことが可能である。

捕獲主体たる自治体は、都に対して鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の規定に基づく捕獲許可申請及び同条第 8 項の規定に基づく従事者証の交付申請を行い、許可証及び従事者証の交付を受ける。

イ. 捕獲方法等

上記のとおり、特定外来生物であるアライグマを外来生物法に基づく防除として捕獲する場合には鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可は不要であるが、わなの稼働や捕獲後の個体の取り扱い、錯誤捕獲への対応など、捕獲作業には一定レベルの知識や技術が求められるため、外来生物法に基づく防除に関する告示⁵においては、原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法による狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することとし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、免許非所持者であっても従事者に含むことができるとされている。

一方、ハクビシンについては鳥獣保護管理法の適用を受けるものの、できるだけハクビシンの捕獲を促進できるような運用上の配慮が求められる。

本計画では、こうした両種に係る法適用の違いを踏まえつつ、両種の適切な捕獲の促進と捕獲作業等者の安全確保を図る観点から、防除捕獲における捕獲方法等について以下のとおり定める。

① アライグマ・ハクビシンの捕獲は、原則として生け捕り型の小型のはこわなを使用する。はこわな以外の方法を用いる場合は、適切かつ効果的な方法を用いる。

② はこわなは、原則としてわな猟免許を有する者が使用する。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、外来生物法に基づく捕獲にあっては本項の規定により、鳥獣保護管理法の場合には東京都鳥

⁵ アライグマの防除に関する件（平成十七年 農林水産省 環境省 告示第九号）、カニクイアライグマ等の防除に関する件（平成十八年 農林水産省 環境省 告示第三号）

獣保護管理事業計画の規定により、免許非所持者であってもはこわなを使用することができるものとする。

- ③ 都及び区市町村は、講習会その他の方法により、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する者の育成に努める。

ウ. 法令等の遵守

捕獲にあたっては、資料4「捕獲等に関する留意事項」を遵守して行う。

エ. 捕獲技術の検討と還元

個体数の減少を効果的に進めていくためには、被害通報へ対応した捕獲だけでなく、アライグマ・ハクビシンの生態や地域での目撃情報、緑地等における生息情報などを考慮した捕獲時期や地域の設定、集中的な捕獲の実施など、さまざまな工夫が必要となる場合がある。

都は、こうした対策の検討に必要な情報の収集、分析を進めるなど、効果的な捕獲に向けた検討を行うとともに、その成果を自治体等の取組に還元していく。

(3) 捕獲した個体の取扱い

ア. 原則

捕獲した個体は、動物福祉及び公衆衛生に配慮し、麻酔薬の投与等できるだけ苦痛を与えない方法により殺処分し、原則として焼却により適切に処理する。都及び区市町村は、これらの処理が適切に実施されているかを監督する。

イ. 飼養等

① アライグマの場合

捕獲した個体については、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、外来生物法第5条第1項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。

捕獲した個体の飼養等を希望する者に対して、譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）を行う場合は、その相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている場合、又は同法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合とする。

また、捕獲した個体を譲渡し等する場合、相手方は次の要件を満たすものとし、都及び区市町村は、譲渡し等の状況を取りまとめて記録する。

＜要件＞

- ・外来生物法の規定に基づく飼養等に係る許可を受けていること
- ・捕獲個体を一定数収容できる施設を有していること
- ・捕獲個体を都又は区市町村から速やかに引き取りができること
- ・引取後 30 日以内に不妊手術、マイクロチップの装着、感染症の予防措置を実施すること
- ・捕獲個体の引き受けの状況を記録、保管するとともに、引き渡し元に対して、一定期間ごとに、個体の大きさ等、必要な情報（写真等を含む。）を提供すること

② ハクビシンの場合

鳥獣保護管理法に基づき適切な捕獲許可を受けた上で行う場合に限る。

（４） 錯誤捕獲等により確保された個体の取扱い

アライグマ・ハクビシンが錯誤捕獲等により確保された場合は、原則として放獣は行わず、確保された場所が存する区市町村により、上記（３）の捕獲した個体と同様に取り扱う。

（５） 合意形成

防除に当たっては、地域住民、土地所有者、施設管理者等への情報提供や普及啓発を進めながら、防除への合意形成に努める。

（６） モニタリング等

都は、区市町村から捕獲に関する情報（設置したわなの位置、個数、期間、捕獲数等）、目撃情報、被害情報等の提供を受けるとともに、本計画に基づかない事業や民間による捕獲情報の把握に努め、これらを整理・分析して区市町村へ提供するものとする。

また、都は必要に応じて区市町村等からの情報だけでは収集できないアライグマ・ハクビシンの生息状況（分布、生息密度等）、農業や生態系等の被害状況、生態や行動等の把握のためのモニタリング調査や関連情報の収集・整備等を実施し、本計画の取組効果の検証や捕獲等の取組の改善、計画の見直し等に反映するよう努める。

（７） 被害予防対策

被害の予防には、捕獲とともに、日頃から地域において餌資源や繁殖場所をなくすなどの環境整備を継続的に行っていくことが重要である。

都と区市町村は、清掃や農業、環境などの各種部門が連携し、ごみ出しルールの徹底、庭木に残る果実や放棄農作物などの適切な処理、ねぐらとなる家屋の破損個所の修理、空き家に関する注意などの周知を図り、地域全体でアライグマ・ハクビシンを誘引する要因の排除に努める。人獣共通感染症についても、これまでにアライグマ・ハクビシンを原因とする発生の報告はないが、保健所等の関係機関と連携して捕獲の従事者等への周知徹

底を図るとともに、発生に際しては速やかに適切な対応を行う。

3 計画の推進

都は、アライグマ・ハクビシンの捕獲状況や各種の調査結果等を踏まえ、対策の効果を検証して更なる防除を推進するための検討を行うことを目的として、学識経験者、自然保護団体、獣医師、捕獲事業者、区市町村及び市内の行政関係者等で構成される「東京都外来鳥獣（アライグマ・ハクビシン）防除対策検討委員会」を設置している。

検討委員会では、防除実施計画の進捗や捕獲の実施方法、技術的アドバイスその他のアライグマ・ハクビシンの防除に関する議論を行い、都はこれらの意見を施策に反映させるよう努める。

4 普及啓発

防除事業を進めるには、地域住民や関係者の理解と協力が必要である。都と区市町村はともに連携、協力し、パンフレットやホームページ、都民が利用する各種公共施設等の活用により、アライグマ・ハクビシンの生態、被害実態、人獣共通感染症への注意喚起、捕獲や環境整備の必要性と対策内容等について普及啓発を図るとともに、本計画に基づく防除事業の周知に努める。